



宮 崎 県 公 報

平成23年 5 月30日 (月曜日) 第 2289 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	○船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び 徴収対象漁港 (2 件) …………… (漁村振興課) 4
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税務課) 1		訓 令
告 示		○宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) 4
○漁港区域内における放置等禁止区域及び物件の 指定 (2 件) …………… (漁村振興課) 3		公 告
○漁港施設の使用に当たり知事の許可が必要な施 設の指定 (2 件) …………… (“) 4		○主要農作物奨励品種の指定及び指定の廃止…………… (農産園芸課) 5
		○飼料の検査結果の概要の公表…………… (畜産課) 5
		公安委員会公告
		○警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 5

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 5 月30日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第22号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則 (昭和39年宮崎県規則第 3 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																																								
<p>(徴収に関する文書の様式)</p> <p>第26条 徴収金の徴収について、次の表の左欄に掲げる文書は、中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ右欄の定めるところによる。</p> <table border="1"> <tr> <td>代表者指定 (変更) 届出書</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(免税軽油以外の軽油を免税の用途に供した場合の措置)</p> <p>第80条の 3 免税軽油使用者は、法第 144条の31第 4 項又は第 5 項の規定により知事の承認を受けようとする場合においては、<u>免税軽油追加承認申請書</u> (別記様式第 192号の 4) を所長に提出しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の申請に対しその承認をした場合においては、<u>免税軽油追加承認書</u> (別記様式第 192号の 5) を交付しなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>様式第36号 (その 2) (第22条の 2 関係)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">更正の請求の対象となる申告の内容</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>特定配当等の種類</td> <td>課税標準額</td> <td>税額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>更正の請求前</td> <td>特定投資法人の投資口の配当等</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </table>	代表者指定 (変更) 届出書	[略]	[略]	[略]			[略]				更正の請求の対象となる申告の内容				区 分	特定配当等の種類	課税標準額	税額		[略]			更正の請求前	特定投資法人の投資口の配当等	[略]		<p>(徴収に関する文書の様式)</p> <p>第26条 徴収金の徴収について、次の表の左欄に掲げる文書は、中欄の規定を適用する場合に用い、その様式は、それぞれ右欄の定めるところによる。</p> <table border="1"> <tr> <td>相続人代表者指定 (変更) 届出書</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>(免税軽油以外の軽油を免税の用途に供した場合の措置)</p> <p>第80条の 3 免税軽油使用者は、法第 144条の31第 4 項又は第 5 項の規定により知事の承認を受けようとする場合においては、<u>軽油引取税に係る免税用途使用軽油承認申請書</u> (別記様式第 192号の 4) を所長に提出しなければならない。</p> <p>2 所長は、前項の申請に対しその承認をした場合においては、<u>軽油引取税に係る免税用途使用軽油承認書</u> (別記様式第 192号の 5) を交付しなければならない。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>様式第36号 (その 2) (第22条の 2 関係)</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="4">更正の請求の対象となる申告の内容</td> </tr> <tr> <td>区 分</td> <td>特定配当等の種類</td> <td>課税標準額</td> <td>税額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>更正の請求前</td> <td>特定投資法人の投資口の配当等</td> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>源泉徴収選択口座</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> </table>	相続人代表者指定 (変更) 届出書	[略]	[略]	[略]			[略]				更正の請求の対象となる申告の内容				区 分	特定配当等の種類	課税標準額	税額		[略]			更正の請求前	特定投資法人の投資口の配当等	[略]			源泉徴収選択口座	円	円
代表者指定 (変更) 届出書	[略]	[略]																																																							
[略]																																																									
[略]																																																									
更正の請求の対象となる申告の内容																																																									
区 分	特定配当等の種類	課税標準額	税額																																																						
	[略]																																																								
更正の請求前	特定投資法人の投資口の配当等	[略]																																																							
相続人代表者指定 (変更) 届出書	[略]	[略]																																																							
[略]																																																									
[略]																																																									
更正の請求の対象となる申告の内容																																																									
区 分	特定配当等の種類	課税標準額	税額																																																						
	[略]																																																								
更正の請求前	特定投資法人の投資口の配当等	[略]																																																							
	源泉徴収選択口座	円	円																																																						

年 月 分	更正の請求後	[略]	[略]	年 月 分	更正の請求後	内の配当等		
		特定投資法人の投資口の配当等	[略]			特定投資法人の投資口の配当等	[略]	源泉徴収選択口座内の配当等
[略]				[略]				
[略]				[略]				

別記様式第41号を次のように改める。

様式第41号 (第26条関係)

相続人代表者指定(変更)届出書					
年 月 日					
県税・総務事務所長 殿					
相続人代表者 住(居)所 氏名(名称) ㊟					
下記のとおり相続人の代表者を指定(変更)しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。					
被相続人	死亡時 住(居)所				
	氏 名		死亡 年月日	年 月 日	
相 続 人	氏 名 (名 称)	印	住 (居) 所 (事務所・事業所)	被相続 人との 続 柄	相 続 分
相続人代表者の 氏名(名称)					
備 考					

注 相続人欄は、それぞれの相続人が署名押印又は記名押印をしてください。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記様式第 192号の 4 を次のように改める。

様式第 192号の 4 （第80条の 3 関係）

軽油引取税に係る免税用途使用軽油承認申請書	
年 月 日	
県税・総務事務所長 殿	
免税軽油使用者証番号第 号	
住所（所在地）	
氏名（名 称） ㊟	
<p>地方税法第 144条の31第 $\frac{4}{5}$ 項の規定により、免税用途に供した軽油の承認を受けた く事実を証する書類を添えて申請します。</p>	
免税証の交付を申請した軽油の数量	リットル
交付を受けた免税証に係る 有効期間及び軽油の数量	年 月 日から 年 月 日まで リットル
免税軽油以外の軽油を免税用途に供した理由	
上記の使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
上記の数量	リットル
免税軽油以外の軽油 を引き渡した販売業者	住 所（所在地）
	氏 名（名 称）
免税証の交付を申請することができなかった理由	

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記様式第 192号の 5 中、「免税軽油追加承認書」を「軽油引取税に係る免税用途使用軽油承認書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成23年 6 月 1 日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 419号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の区域及び物件を指定する。

平成23年 6 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定区域

第 2 種青島漁港のうち、北防波堤と東防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日

平成23年 7 月 1 日

宮崎県告示第 420号

漁港漁場整備法（昭和25年法律第 137号）第39条第 5 項各号列記以外の部分の規定及び同項第 2 号の規定により、次のとおり漁港の

区域及び物件を指定する。

平成23年 6 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定区域

第 1 種野島漁港のうち、野島防砂堤と東防波堤の先端を結んだ線及び水際線に囲まれた水域

2 指定物件

漁船を除く船舶

3 指定の適用の日

平成23年 7 月 1 日

宮崎県告示第 421号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）第10条第1項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び中部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 6 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使用期間
青島漁港 (宮崎市)	漁港内 指定施設 C 図面に示す 突浪川上流 指定施設 D 図面に示す 突浪川下流 指定施設 E 図面に示す	63隻以内	周年

2 指定の適用の日

平成23年 7 月 1 日

宮崎県告示第 422号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）第10条第1項の規定による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなけれ

ばならない施設を次のとおり指定する。

なお、図面は省略し、宮崎県農政水産部漁村振興課及び中部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成23年 6 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 指定施設

漁港名 (所在市町村)	施 設	許可隻数	使用期間
野島漁港 (宮崎市)	指定施設 C 避難港内、図面に示す	2 隻以内	周年

2 指定の適用の日

平成23年 7 月 1 日

宮崎県告示第 423号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成23年 6 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 使用料徴収開始の日

平成23年 7 月 1 日

2 徴収対象漁港

青島漁港

宮崎県告示第 424号

宮崎県漁港管理条例（昭和38年宮崎県条例第19号）附則第2項の規定により、係留指定施設以外の棧橋、岸壁、物揚場及び船揚場における船舶の係留に対する使用料の徴収開始の日及び徴収対象漁港を次のように定める。

平成23年 6 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 使用料徴収開始の日

平成23年 7 月 1 日

2 徴収対象漁港

野島漁港

訓 令

宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成23年 5 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

訓令第 6 号

本 庁
各出先機関

宮崎県職員表彰規程の一部を改正する訓令

宮崎県職員表彰規程（平成元年訓令第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(表彰の内申) 第11条 所属長は、所属職員等で功績表彰又は永年勤続表彰に該当するものがあると認めるときは、表彰内申書（別記様式）により	(表彰の内申) 第11条 所属長は、所属職員等で功績表彰又は社会貢献表彰に該当するものがあると認めるときは、表彰内申書（別記様式）により

、主管部局長を経由して、知事に内申するものとする。

第13条 [略]

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

公 告

次のとおり、水陸稲の奨励品種の指定及び指定の廃止をした。

平成23年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 指定及び指定の廃止をした年月日

平成23年5月6日

2 奨励品種として指定したもの

品種名

普通期水稻 南海 166号(うるち種)

3 奨励品種の指定を廃止したもの

、主管部局長を経由して、知事に内申するものとする。

(依頼に基づく表彰)

第13条 労働委員会及び他の任命権者から当該機関の所属職員の表彰の依頼があった場合、その実施については、職員等の表彰の例によるものとする。

第14条 [略]

品種名

陸稲用品種 ナツハタモチ(もち種)

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)第56条第7項の規定により、検査した収去飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成23年5月30日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 安全性に関する検査

該当なし

2 栄養成分に関する検査

(1) 平成22年度に検査を行ったもの

製造事業場の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要										違反の内容
				水分(%)	粗たん白質(%)	粗脂肪(%)	粗繊維(%)	粗灰分(%)	カルシウム(%)	りん(%)	TDN(%)	ME(kcal/kg)	その他の分析項目	
雲海酒造株式会社 東諸県郡綾町	同左	和牛繁殖用	平成22年4月	41.8	8.6	12.6	1.5	4.7	0.32	0.22				
		乳牛1号	平成22年4月	30.7	11.8	11.7	1.7	5.2	0.50	0.42				
		乳牛2号スペシャル	平成22年4月	34.8	12.0	9.3	1.5	5.0	0.54	0.36				
		F1前期用	平成22年4月	30.0	10.7	15.5	1.5	4.4	0.36	0.30				
		みっちゃん400	平成22年4月	10.2	12.3	12.9	3.0	5.3	0.25	0.31				
えびの市農業協同組合 えびの市	同左	新山之口配合	平成23年1月	11.5	11.7	4.1	3.0	2.4	0.06	0.38				

注1 試験結果の概要の欄には、試験した検査項目ごとにその分析結果を記載してある。

2 試験結果の概要の欄の略号は、次のとおりである。TDN:可消化養分総量、ME:代謝エネルギー。

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第9号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成23年5月30日

宮崎県公安委員会委員長 佐藤勇夫

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種類	警備業務区分	講習の実施日	定員
新規取得講習	2号警備業務	平成23年8月3日(水)から5日(金)及び8月8日(月)から10日(水)まで	30人

2 講習の対象者

講習の対象者は、法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証(以下「資格者証」という。)又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「講習修了証明書」という。)を有しない者で、かつ、受講申込みを行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項に規定する合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者
- 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分

に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

(4) 検定規則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西2丁目4番地3
宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務区分	提出日時
2号警備業務	平成23年6月20日(月)から6月30日(木)まで（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込については認める。郵送による申込は認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2の(2)に該当する者

検定規則第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2の(3)に該当する者

検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2の(4)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2の(5)に該当する者

旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納

入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
新規取得講習	2号警備業務	38,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

(1) 受講申込の受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。

(2) この講習の実施に際して収集する個人情報は、この講習に関する目的以外には使用しない。

(3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。